



資料 4

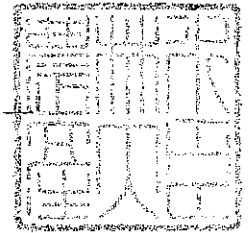
17 消安第 7529 号

平成17年10月24日

農林物資規格調査会

会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 岩永 峯



日本農林規格又は品質表示基準の制定、改正又は廃止について（諮問）

下記のとおり、日本農林規格又は品質表示基準の制定、改正又は廃止を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条の2及び第19条の8第5項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

- 1 畳表の日本農林規格（昭和48年1月12日農林省告示第15号）の改正
- 2 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格（昭和60年4月20日農林水産省告示第531号）の改正
- 3 果糖品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1646号）の廃止
- ④ 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1653号）の改正
- 5 しいたけ品質表示基準の制定

畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準の一部改正について（案）

平成18年3月24日

農 林 水 産 省

1 趣旨

「JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」（平成17年8月農林物資規格調査会決定）に基づき、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格の見直しに伴い、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1653号）について、所要の見直しを行う。

2 内容

畜産物缶詰及び畜産物瓶詰は、消費者が日常的に使用しており、外見から内容物の品質を判断できないため、消費者保護の観点から名称・品質の標準として品質表示基準が必要であり、現状の製造・流通実態を踏まえ、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準について、

(1) 食肉を使用してコンビーフ様の製品とする「コーンドミート缶詰及びコーンドミート瓶詰」の定義及び名称の表示方法を規定する

(2) 牛肉を塩漬^{せき}しないでコンビーフ様の製品とする「無塩漬^{せき}コンビーフ缶詰及び無塩漬^{せき}コンビーフ瓶詰」の定義及び名称の表示方法を規定する

等の改正を行う。

畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1653号）一部改正新旧対照表

改	正	案	現	行
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準			畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準	
(趣旨)			(趣旨)	
第1条 [略]			第1条 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。	
(定義)			(定義)	
第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。			第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
用	語	定	義	
畜産物缶詰又は畜産物瓶詰	食肉鳥卵又はその加工品（調味、 <u>ばい焼又は塩漬</u> したものを含む。）に調味液を加え、 <u>味液を加え又は加えないで、缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したもの</u> をいう。	食肉鳥卵又はその加工品（調味・ <u>調製</u> したものを含む。）に調味液を加え又は加えないで、缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したものという。		
食肉缶詰又は食肉瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、 <u>食肉に調味液を加えたもの</u> を詰めたものをいう。	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、 <u>食肉（ばい焼又は塩漬したものを除く。）に水及び食塩を加えたもの、しょうゆ及び砂糖類を加えたもの若しくは食用油脂を加えたもの又はこれらに調味料、香辛料等を加えたもの</u> を詰めたものという。		
焼き鳥缶詰又は焼き鳥瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、 <u>家きんの肉、臓器及び可食部分等</u> をばい焼し、しょうゆ、砂糖、食塩その他の調味料、香辛料等とともに詰めたものをいう。	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、 <u>家きんの肉、臓器、可食部分等</u> をばい焼し、しょうゆ、砂糖、食塩その他の調味料、香辛料等とともに詰めたものという。		
ベーコン缶詰又はベーコン瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、 <u>豚のばら肉、ロース肉若しくは肩肉を整形し、塩漬し、くん煙したもの</u> をブロック、スライス又はその他の形状に切断して詰めたものをいう。	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、 <u>豚のばら肉、ロース肉若しくは肩肉を整形し、塩漬し、くん煙したもの又は胴肉若しくは半丸枝肉を塩漬し、くん煙したもの</u> をブロックに切断し、又は薄切りして詰めたものをいう。		
ハム缶詰又はハム瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、 <u>豚のもも肉、ロース肉、肩肉又はばら肉を整形し、塩漬したもの</u> をケーシング等に包装し、くん煙し又は加熱したものをブロック、スライス又はその他の形状に切断したものを詰めたものをいう。	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、 <u>豚のもも肉、ロース肉、肩肉又はばら肉を整形し、塩漬し、くん煙したもの又は加えないで、塩漬したものをケーシング等に包装し、くん煙し又はくん煙しないで、加熱し又は加熱しないもの</u> をブロックに切断し、又は薄切りしたものを詰めたものという。		
ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、 <u>家畜、家兎又は家きんの肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉したものに、家畜、家兎若しくは家きんの臓器及び可食部分を塩漬し若しくは塩漬しないで、ひき肉し、若しくはすりつぶしたもの又は魚肉若しくは鯨肉を塩漬し若しくは塩漬しないで、ひき肉し、若しくはすりつぶしたもの（魚肉及び鯨肉の原材料（調味液の原材料を除く。以下この項において同じ。）に占める重量の割合が15%未満であるものに限る。）を加え又は加えないで、調味料、香辛料等を加え、結着材料（結着材料の原材料に占める重量の割合が15%未満であるものに限る。）を加え又は加えないで、練り合わせたもの（グリニンピース、パプリ</u>	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、 <u>家畜、家兎又は家きんの肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉したものに、家畜、家兎若しくは家きんの臓器若しくは可食部分を塩漬し若しくは塩漬しないで、ひき肉し、若しくはすりつぶしたもの又は魚肉若しくは鯨肉を塩漬し若しくは塩漬しないで、ひき肉し、若しくはすりつぶしたもの（魚肉及び鯨肉の原材料（調味液の原材料を除く。以下この項において同じ。）に占める重量の割合が15%未満であるものに限る。）を加え又は加えないで、調味料、香辛料等を加えないで、調味料、香辛料等を加え、結着材料（結着材料の原材料に占める重量の割合が15%未満であるものに限る。）を加え又は加えないで、練り合わせたもの（グリニンピース、パプリ</u>		

コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰	カその他の種ものを加えたものを含む。)をケーシング等に充てんした後、くん煙し又はくん煙しない、又は乾燥したもの、又はそのままで詰めたものをいう。
畜産物缶詰又はコーンドミート缶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、食肉を塩漬し、煮熟した後、ほぐし若しくはほぐさないで、食用油脂、調味料、香辛料等を加え又は加えないで詰めたものをいう。
コンビーフ缶詰又はコンビーフ瓶詰	コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰のうち、原料の食肉として生肉のみを使用したものをいう。
無塩漬コンビーフ缶詰又は無塩漬コンビーフ瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、牛肉を塩漬しないで単に塩漬し、煮熟した後、ほぐして、食用油脂、調味料、香辛料等を加え、練り合わせたものを詰めたものをいう。
ランチョンミート缶詰又はランチョンミート瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、食肉を塩漬し、ひき肉したもの、家畜、家兎又は家きんの臓器及び可食部分を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉し、又はすりつぶしたものを加え又は加えないで、結着材料、食用油脂、調味料、香辛料等を加え、練り合わせたものを詰めたものをいう。
家きん卵缶詰又は家きん卵瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、家きんの卵を煮熟し、殻を除去して詰めたものをいう。
その他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、食肉缶詰又は食肉瓶詰、焼き鳥缶詰又は焼き鳥瓶詰、ベーコン缶詰又はベーコン瓶詰、ハム缶詰又はハム瓶詰、ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰、コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰、無塩漬コンビーフ缶詰又は無塩漬コンビーフ瓶詰、ランチョンミート缶詰又はランチョンミート瓶詰及び家きん卵缶詰又は家きん卵瓶詰以外のものをいう。
食肉鳥卵	食肉並びに食用に供される獣鳥（海獣を除く。）の臓器及び可食部分並びに卵をいう。
食肉	〔略〕
臓器及び可食部分	肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃、腸、食道、膈、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液及び脂肪層をいう。
塩漬	食塩及び発色剤に香辛料等を加え又は加えないで調製したもので食肉を漬けたことをいう。
家きん	〔略〕
家畜	〔略〕
結着材料	〔略〕

(一括表示事項)

第3条 家きん卵缶詰又は家きん卵瓶詰にあつては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、同条

コンビーフ缶詰又はコンビーフ瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、牛肉を塩漬し、煮熟した後、ほぐし若しくはほぐさないで、食用油脂、調味料、香辛料等を加え又は加えないで詰めたものをいう。
ランチョンミート缶詰又はランチョンミート瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、食肉を塩漬し、ひき肉したもの、家畜、家兎又は家きんの臓器又は可食部分を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉し、又はすりつぶしたものを加え又は加えないで、結着材料、食用油脂、調味料、香辛料等を加え、練り合わせたものを詰めたものをいう。
家きん卵缶詰又は家きん卵瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、家きんの卵を煮熟し、殻を除去し又は除去しないで、水及び食塩とともに詰めたものをいう。
その他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、食肉缶詰又は食肉瓶詰、焼き鳥缶詰又は焼き鳥瓶詰、ベーコン缶詰又はベーコン瓶詰、ハム缶詰又はハム瓶詰、ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰、コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰、ランチョンミート缶詰又はランチョンミート瓶詰及び家きん卵缶詰又は家きん卵瓶詰以外のものをいう。
食肉鳥卵	食肉並びに食用に供される獣鳥（海獣を除く。）の臓器、可食部分及び卵をいう。
食肉	食用に供される獣鳥（海獣を除く。）の肉（骨付肉を含む。）をいう。
臓器	肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃及び腸をいう。
可食部分	食道、膈、耳、鼻、皮、舌、尾及び脂肪層をいう。
家きん	鶏、うずら、あひる、七面鳥、ほろほろ鳥その他の食用又は採卵用に飼育される鳥をいう。
家畜	牛、豚、馬、めん羊及び山羊をいう。
結着材料	でん粉、小麦粉、コーンミール、パン粉、植物性たん白、卵たん白、乳たん白、粉乳、ゼラチンその他の結着性を高めるため用いるものをいう。

(一括表示事項)

第3条 家きん卵缶詰又は家きん卵瓶詰及びその他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰のうち家きん卵を詰めたものにあつては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定す

第1項各号及び第6項に規定するもののほか、内容個数とする。

- 2 内面塗装缶以外を使用した缶詰にあっては、製造業者等がその缶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項各号及び同条第6項並びに前項に規定するもののほか、使用上の注意とする。

(表示の方法)

第4条 名称、原材料名、内容個数及び使用上の注意の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア 食肉缶詰又は食肉瓶詰

(ウ) 使用した食肉の名称の次に、調味液の種類の名を別表に掲げる表示の方法により記載すること。

(イ) [略]

(ウ) 小肉片、ほぐし肉、ひき肉、骨付の食肉又はくし刺しの食肉を詰めたものにあつては、(ウ)の調味液の種類等の名称の次に括弧を付して、「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」、「骨付」又は「くしざし」と記載すること。

イ

[略]

ウ ベーコン缶詰又はベーコン瓶詰

ばら肉を使用したものにあつては「ベーコン」と、ロース肉を使用したものにあつては「ロースベーコン」と、肩肉を使用したものにあつては「ショルダーベーコン」と記載すること。ただし、スライス等したものにあつては、「ベーコン」等の文字の次に括弧を付して、「スライス」等と記載すること。

エ ハム缶詰又はハム瓶詰

骨を除いたものも肉を使用したものにあつては「ボンレスハム」と、ロース肉を使用したものにあつては「ロースハム」と、肩肉を使用したものにあつては「ショルダーハム」と、ばら肉を使用したものにあつては「ペリーハム」と記載すること。ただし、スライス等したものにあつては、「ボンレスハム」等の文字の次に括弧を付して、「スライス」等と記載すること。

オ ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰

ケーシングとして羊腸を使用したもの又は太さが20mm未満のものにあつては「ウインナーソーセージ」と、ケーシングとして豚腸を使用したもの又は太さが20mm以上36mm未満のものにあつては「フランクフルトソーセージ」と、ケーシングとして牛腸を使用したもの又は太さが36mm以上のものにあつては「ボロニアソーセージ」と、食肉に豚の脂肪層を加えたもの

る製造業者等をいう。以下同じ。)がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、同条第1項各号及び第6項に規定するもののほか、内容個数とする。

- 2 内面塗料缶以外を使用した缶詰にあっては、製造業者等がその缶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項各号及び同条第6項並びに前項に規定するもののほか、使用上の注意とする。

(表示の方法)

第4条 名称、原材料名、内容個数及び使用上の注意の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア 食肉缶詰又は食肉瓶詰

(ウ) 調味液を加えたものにあつては、使用した食肉の名称の次に、調味液の種類の名を別表に掲げる表示の方法により記載すること。

(イ) 食肉の名称は、「牛肉」、「豚肉」、「鶏肉」等と最も一般的な名称をもつて記載すること。

(ウ) 小肉片、ほぐし肉、ひき肉、骨付の食肉又はくし刺しの食肉を詰めたものにあつては、(ウ)の調味液の種類等の名称の次に括弧を付して、「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」、「骨付」又は「くしざし」と記載すること。

イ 焼き鳥缶詰又は焼き鳥瓶詰

(ウ) 「やきとり」と記載すること。ただし、くし刺しのものにあつては、「やきとり(くしざし)」と記載すること。

(イ) 「やきとり」又は「やきとり(くしざし)」の表示の次に、主な特徴となる香味(しょうゆに係る香味を除く。)に係る原材料が明らかとなるように「(塩味)」等と併記すること。

ウ ベーコン缶詰又はベーコン瓶詰

ばら肉を使用したものにあつては「ベーコン」と、ロース肉を使用したものにあつては「ロースベーコン」と、肩肉を使用したものにあつては「ショルダーベーコン」と記載すること。ただし、薄切りしたものにあつては、「ベーコン」等の文字の次に括弧を付して、「スライス」等と記載すること。

エ ハム缶詰又はハム瓶詰

骨を除いたものも肉を使用したものにあつては「ボンレスハム」と、ロース肉を使用したものにあつては「ロースハム」と、肩肉を使用したものにあつては「ショルダーハム」と、ばら肉を使用したものにあつては「ペリーハム」と記載すること。ただし、薄切りしたものにあつては、「ボンレスハム」等の文字の次に括弧を付して、「スライス」等と記載すること。

オ ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰

ケーシングとして羊腸を使用したもの又は太さが20mm未満のものにあつては「ウインナーソーセージ」と、ケーシングとして豚腸を使用したもの又は太さが20mm以上36mm未満のものにあつては「フランクフルトソーセージ」と、ケーシングとして牛腸を使用したもの又は太さが36mm以上のものにあつては「ボロニアソーセージ」と、食肉に豚の脂肪層を加えたもの

を使用し、臓器及び可食部分（豚脂肪層を除く。）、魚肉並びに鯨肉を加えていないものであるとして水分が35%を超え55%以下のものであっては「セミドライソーセージ」と、食肉に種ものを加えたものを使用し、臓器及び可食部分、魚肉並びに鯨肉を加えていないものにあっては「リオナソーセージ」と記載すること。ただし、スライス等したものにあっては、「ボロナソーセージ」等の文字の次に括弧を付して、「スライス」等と記載すること。

カ コーンドミット缶詰又はコーンドミット瓶詰

コーンビープを詰めたものにあっては「コーンビープ」と、コーンビープ以外のコーンドミットを詰めたものにあっては「コーンドミット」と記載すること。ただし、牛肉と馬肉を併用したものの（牛肉の重量が牛肉及び馬肉の合計重量の20%以上のものに限る。）を詰めたものにある場合は「ニューコーンドミット」又は「ニューコーンミット」と記載することができる。

キ 無塩漬コンビーフ缶詰又は無塩漬コンビーフ瓶詰

「無塩せきコンビーフ」と記載すること。

ク 【略】

ケ 家きん卵缶詰又は家きん卵瓶詰

使用した卵の名称の次に、調味液の種類の名称を別表に掲げる表示の方法により記載すること。

コ その他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰

(ウ) 「豚肉しょうが焼」、「鶏そばろ」、「牛もつ味噌煮」等と、その内容を表す最も一般的な名称をもって記載すること。

(ウ) 食肉及びその加工品（調味、^{せき}ばい焼又は塩漬したものに限る。）（以下、「食肉等」という。）の小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付のものを詰めたものにあっては、(ウ)の名称の次に括弧を付して、それぞれ「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」又は「骨付」と記載すること。ただし、(ウ)の名称から小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付のものであることが明らかである場合はその限りでない。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、使用した原料を、ア及びイの区分により、それぞれア及びイに規定するところにより記載すること。

を使用し、臓器、可食部分（豚脂肪層を除く。）、魚肉及び鯨肉を加えていないものであるとして水分が35%を超え55%以下のものであっては「セミドライソーセージ」と、食肉に種ものを加えたものを使用し、臓器、可食部分、魚肉及び鯨肉を加えていないものにあっては「リオナソーセージ」と記載すること。ただし、薄切りしたものにあっては、「ボロナソーセージ」等の文字の次に括弧を付して、「スライス」と記載すること。

カ コンビーフ缶詰又はコンビーフ瓶詰

「コンビーフ」と記載すること。

キ ランチョンミート缶詰又はランチョンミート瓶詰

「ランチョンミート」と記載すること。

ク 家きん卵水煮缶詰又は家きん卵水煮瓶詰

使用した卵の名称の次に、「水煮」と記載すること。

ケ その他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰

(ウ) 食肉、臓器及び可食部分並びにこれらの加工品（以下「食肉等」という。）を詰めたものにあっては、次に定めるところにより記載すること。

a 調味液を加えたものにあっては、食肉等の名称の次に、調味液の種類の名称を別表に掲げる表示の方法により記載すること。

b 食肉等の名称は、「牛肉」、「豚肉」、「鶏肝臓」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、臓器及び可食部分の名称は、個別の「○○肝臓」等の臓器及び可食部分の名称に代えて、「○○もつ」と記載することができる。

c 牛肉と馬肉を併用したもの（牛肉の重量が牛肉及び馬肉の合計重量の20%以上のものに限る。）を塩漬し、煮熟した後、ほぐし又はほぐさないで、食用油脂、調味料、香辛料等を加え又は加えないで詰めたもの^{（以下「食肉等」という。）}にあっては、bの規定にかかわらず、「コーンドミット」と記載することができる。

d 小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付の食肉を詰めたもの（cの規定に従い「コーンドミット」と記載したもの^{（以下「食肉等」という。）}を除く。）にあっては、aの調味液の種類等の名称の次に括弧を付して、「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」又は「骨付」と記載すること。

(ウ) 食肉等を詰めたもの以外のものにあっては、その最も一般的な名称をもって記載すること。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

[削る。]

ア 食肉缶詰又は食肉瓶詰及び焼き鳥缶詰又は焼き鳥瓶詰
使用した原材料を、次に定めるところにより、(ウ)及び(ウ)の順に記載すること。

(ウ) 食品添加物以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

ア 「鶏肉」、「水」、「食塩」、「みりん」、「こしょう」、「ゼラチン」、「寒天」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、こしょうその他の香辛料にあつては、「香辛料」と記載することができる。

イ 砂糖類にあつては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

ロ 使用した砂糖類が2種類以上の場合、ロの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合には「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合には「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合には「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあつては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

ハ b及びロの規定にかかわらず、食肉缶詰又は食肉瓶詰(調味液の種類が水煮及び油漬のものに限る。)及び焼き鳥缶詰又は焼き鳥瓶詰にあつては、使用した砂糖類の合計重量が調味液の重量の100分の1に満たない場合にあつては、「砂糖類」又は「糖類」と記載することができる。

ニ 薬味が2種類以上の場合にあつては、aの規定にかかわらず、「薬味」の文字の次に括弧を付して、「ねぎ、しょうが」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

ホ 食酢にあつては、「醸造酢」又は「合成酢」の区分により記載すること。

(イ) 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。)第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

イ ペーコン缶詰又はベーコン瓶詰及びコンビーフ缶詰又はコンビーフ瓶詰

使用した原材料を、次に定めるところにより、(ウ)及び(ウ)の順に記載すること。

(ウ) 食品添加物以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

ア 「豚ばら肉」、「食塩」、「豚肉エキス」、「たん加水分解物」、「ゼラチン」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、こしょうその他の香辛料にあつては、「香辛料」と記載することができる。

[削る。]

- b 砂糖類にあつては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもつて記載し、砂糖混合ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。
- c 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、bの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合には「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合には「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・異性化液糖」と記載すること。
- (4) 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、規則第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。
- ウ ハム缶詰又はハム瓶詰
使用した原材料を、次に定めるところにより、(ウ)及び(ウ)の順に記載すること。
- (ウ) 食品添加物以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。
- a. 「豚もも肉」、「食塩」、「豚肉エキス」、「たん白加水分解物」、「卵たん白」、「ゼラチン」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもつて記載すること。ただし、こしょうその他の香辛料にあつては、「香辛料」と記載することができる。
- b 砂糖類にあつては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもつて記載し、砂糖混合ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。
- c 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、bの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合には「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合には「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・異性化液糖」と記載すること。
- d 使用した結着材料が2種類以上の場合は、aの規定にかかわらず、

[削る。]

「結着材料」の文字の次に括弧を付して、「卵たん白、乳たん白」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

- (イ) 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、規則第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

エ ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰

使用した原材料を、次に定めるところにより、(イ)及び(ロ)の順に記載すること。

- (ロ) 食品添加物以外の原材料にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

a 「豚肉」、「豚脂肪層」、「豚じん臓」、「グリーンピース」、「でん粉」、「食塩」、「豚肉エキス」、「たん加水分解物」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもつて記載すること。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と記載することができる。

b 砂糖類にあっては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもつて記載し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

c 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、bの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合には「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合には「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合には「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

d 使用した食肉、種もの又は結着材料がそれぞれ2種類以上の組合せである場合は、aの規定にかかわらず、「食肉」、「種もの」又は「結着材料」の文字の次に括弧を付して、「豚肉、牛肉」、「グリーンピース、パプリカ」又は「でん粉、小麦粉」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

- (ロ) 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、規則第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

オ ランチョンミート缶詰又はランチョンミンミート瓶詰

使用した原材料を、次に定めるところにより、(イ)及び(ロ)の順に記載すること。

- (ロ) 食品添加物以外の原材料にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

a 「豚肉」、「ラード」、「食塩」、「豚肉エキス」、「たん加水分解物」、「でん粉」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもつて記載すること。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては「香辛料」と記載することができる。

[削る。]

[削る。]

- b 砂糖類にあつては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもつて記載し、砂糖混合ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。
- c 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、bの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合には「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合には「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合には「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合には、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。
- d 使用した食肉又は結着材料がそれぞれ2種類以上の組合せである場合は、aの規定にかかわらず、「食肉」又は「結着材料」の文字の次に括弧を付して、「豚肉、牛肉」又は「でん粉、小麦粉」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

- (4) 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、規則第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

カ 家きん卵水蒸缶詰又は家きん卵水蒸瓶詰

使用した原材料を、次に定めるところにより、(7)及び(9)の順に記載すること。

- (7) 食品添加物以外の原材料にあつては、「うずら卵」、「水」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもつて記載すること。

- (9) 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、規則第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

キ その他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰

使用した原材料を、次に定めるところにより、(7)及び(9)の順に記載すること。

- (7) 食品添加物以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

- a 「牛肉」、「豚肝臓」、「牛舌」、「鶏卵」、「しょうゆ」、「食塩」、「みそ」、「醸造酢」、「みりん」、「トマトピューレー」、「はちみつ」、「牛肉エキス」、「たん白加水分解物」、「植物油脂」、「全粉乳」、「ゼラチン」、「でん粉」、「こしょう」、「しょうが」、「グリーンピース」等とその最も一般的な名称をもつて記載すること。ただし、こしょうその他の香辛料にあつては、「香辛料」と記載することができる。

- b 砂糖類にあつては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもつて記載し、砂糖混

[削る。]

- ア 食品添加物以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

- (7) [略]

- (4) ベーコン缶詰又はベーコン瓶詰及びハム缶詰又はハム瓶詰にあつては、(7)の本文の規定にかかわらず、使用した豚肉について、「豚ばら肉」、「豚もも肉」等とその部位の名称をもつて記載すること。

- (9) [略]

合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合高果糖果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖果糖液糖及び高果糖果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖果糖液糖及び砂糖混合高果糖果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

e. 使用した砂糖類が2種類以上の場合、bの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合には「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖果糖液糖を併用する場合には「砂糖・果糖ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖果糖液糖を併用する場合には「砂糖・高果糖果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は砂糖及び砂糖混合高果糖果糖液糖を併用する場合には「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

d. b及びcの規定にかかわらず、使用する砂糖類が2種類以上であって、その砂糖類の合計重量が調味液の重量の100分の1に満たない場合は、「砂糖類」又は「糖類」と記載することができる。

e. 使用した食肉、結着材料、種もの又は薬味がそれぞれ2種類以上の組合せである場合は、aの規定にかかわらず、「食肉」、「結着材料」、「種もの」又は「薬味」の文字の次に括弧を付して、それぞれ「牛肉、豚肉」、「小麦粉、コーンミール」、「グリーンピース、パプリカ」又は「ねぎ、しょうが」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

f. 食酢にあっては、「醸造酢」又は「合成酢」の区分により記載すること。

(4) 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、規則第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

(3) 内容個数

「○○個」又は「○○○個～○○○個」（下限の個数は上限の個数の80%以上であること。）と記載すること。

(4) 使用上の注意

「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と記載すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項（次条において「一括表示事項」という。）の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるほか、名称、原材料名、内容個数、固形量、内容総量、内容量、賞味期限、保存方法、使用上の注意、原産国名及び製造者の順に記載しなければならない。ただし、使用上の注意を一括して表示することが困難な場合には、使用上の注意の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

（その他の表示事項及びその表示の方法）

第5条 製造業者等は、一括表示事項のほか、次に定める事項を次に定めるところにより表示しなければならない。

(1) 食肉缶詰又は食肉瓶詰及び食肉を詰めたその他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰にあって

(4) 使用した砂糖類が2種類以上の場合、(7)の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合には「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖果糖液糖を併用する場合には「砂糖・果糖ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖果糖液糖を併用する場合には「砂糖・高果糖果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は砂糖及び砂糖混合高果糖果糖液糖を併用する場合には「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(4) (7)及び(8)の規定にかかわらず、使用する砂糖類が2種類以上であって、その砂糖類の合計重量が調味液の重量の100分の1に満たない場合は、「砂糖類」又は「糖類」と記載することができる。

(4) 使用した食肉、結着材料、種もの又は薬味がそれぞれ2種類以上の組合せである場合は、(7)の規定にかかわらず、「食肉」、「結着材料」、「種もの」又は「薬味」の文字の次に括弧を付して、それぞれ「牛肉、豚肉」、「小麦粉、コーンミール」、「グリーンピース、パプリカ」又は「ねぎ、しょうが」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

(4) [略]

イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

(3) [略]

(4) [略]

2 [略]

（その他の表示事項及びその表示の方法）

第5条 製造業者等は、一括表示事項のほか、次に定める事項を次に定めるところにより表示しなければならない。

(1) 食肉缶詰又は食肉瓶詰、コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰及び食肉等を詰めたその

他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰にあっては、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、商品名の高さの2分の1以上の高さで、かつ、日本工業規格Z8305（1962）に規定する9ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、使用した食肉の名称を記載すること。ただし、商品名に、使用した食肉の名称を記載している場合は、この限りでない。

- (2) 食肉缶詰又は食肉瓶詰及び食肉等を詰めたその他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰であって、小肉片を使用したものについては「小肉片」の用語を、ほぐし肉を使用したものについては「ほぐし肉」の用語を、ひき肉を使用したものについては「ひき肉」の用語を、骨付の食肉を使用したものについては「骨付」の用語を、いずれも商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、第1号に規定する方法により記載すること。ただし、商品名から小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付のものを使用したことが明らかなる場合は、この限りでない。

(表示禁止事項)

第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(4)に掲げる事項については、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格（昭和60年4月20日農林水産省告示第531号）第6条に規定する規格による格付が行われたものに表示する場合は、この限りでない。

- (1) 食肉缶詰又は食肉瓶詰、コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰及びランチョンミート缶詰又はランチョンミート瓶詰であって、食肉を2種類以上使用したのについて、特定の種類の食肉を特に強調する用語

- (2) その他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰であって、食肉、臓器及び可食部分並びにこれらの加工品を2種類以上使用したのについて、特定の食肉を特に強調する用語

- (3) [略]

- (4) 「上級」又は「標準」の用語

- (5) 前号に掲げる等級を示す用語と紛らわしい用語

別表（第4条関係）

[略]

は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、商品名の高さの2分の1以上の高さであって、かつ、日本工業規格Z8305（1962）に規定する9ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、使用した食肉の名称を記載すること。ただし、商品名に、使用した食肉の名称を記載している場合は、この限りでない。

- (2) 食肉缶詰又は食肉瓶詰及び食肉等を詰めたその他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰（第4条第1項第1号ケの①のcの規定に従い名称に「コーンドミート」と記載したものを除く。）であって、小肉片を使用したものについては「小肉片」の用語を、ほぐし肉を使用したものについては「ほぐし肉」の用語を、ひき肉を使用したものについては「ひき肉」の用語を、骨付の食肉を使用したものについては「骨付」の用語を、いずれも商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、第1号に規定する方法により記載すること。

(表示禁止事項)

第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- (1) 食肉缶詰又は食肉瓶詰及びランチョンミート缶詰又はランチョンミート瓶詰であって、食肉を2種類以上使用したのについて、特定の種類の食肉を特に強調する用語

- (2) その他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰であって、食肉等を2種類以上使用したのについて、特定の食肉を特に強調する用語

- (3) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

別表（第4条関係）

調味液の種類	調味液の種類の表示の方法
1 水又は水に食塩等（しょうゆ、食酢及び食用油脂を除く。）を加えたもの	「水煮」と記載すること。
2 水にしょうゆ及び砂糖類を加えたもの又はこれらにその他の調味料若しくは香辛料等を加えたもの	「味付」と記載すること。
3 食酢又は食酢に香辛料等を加えたもの	「酢漬」と記載すること。
4 食用油脂又は食用油脂に香辛料等を加えたもの	「油漬」と記載すること。
5 トマトソース等の調味液	「調味液漬」と記載すること。ただし、「トマトソース漬」、「クリームソース漬」等と記載することができる。

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成17年10月27日（木）
14時～
場所：農林水産省第2特別会議室
（本館4階）

- 1 開会
- 2 表示・規格課長挨拶
- 3 議題
 - (1) 日本農林規格の見直しについて
 - ア 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格の改正
 - イ 畳表の日本農林規格の改正
 - (2) 品質表示基準の見直し等について
 - ア しいたけ品質表示基準の制定
 - イ 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準の改正
 - ウ 果糖品質表示基準の廃止
 - (3) その他
- 4 閉会

配付資料

- 1 農林物資規格調査会部会委員名簿
- 2 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格の見直しについて（案）
- 3 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準の改正について（案）
- 4 畳表の日本農林規格の見直しについて（案）
- 5 しいたけ品質表示基準の制定について（案）
- 6 果糖品質表示基準の廃止について（案）
- 7 JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準

農林物資規格調査会部会委員名簿

氏 名	役 職 名
○ 栗生 美世	(社)栄養改善普及会理事
○ 石井 胖行	(財)食品産業センター参与
○ 小野 正	全国農業協同組合連合会大消費地販売推進部長
○ 田島 眞	実践女子大学生活科学部教授
○ 徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長
○ 富沢 彦昭	(社)全国中央市場青果卸売協会監事
○ 宮地 邦明	日本チェーンストア協会食品委員会委員
磨井 弘美	熊本県経済農業協同組合連合会 い業市場課長
加藤 信子	関西生活者連合会理事
河道前 伸子	全国消費者協会連合会食品安全対策委員長
川畑 正美	主婦
熊代 聖子	全国生活学校連絡協議会事務局長
小坂 潤子	(社)全国消費生活相談員協会
斉藤 永達	日本スターチ・糖化工業会 技術委員長
佐藤 清光	全日本ISO量振興協議会 会長
下川 賢彦	全国い製品卸商業団体連合会 副会長
土倉 修治	全国い製品卸商業団体連合会 会長
土橋 芳和	(社)日本缶詰協会技術部長
内藤 英代	消費科学連合会 企画委員
長谷川 朝恵	主婦
福井 陸夫	全国食用きのこ種菌協会 技術顧問
堀江 雅子	(財)ベターホーム協会常務理事
増田 勇	全日本量事業協同組合 理事長
本島 敏朗	全国い生産団体連合会 専務理事

○印：農林物資規格調査会委員

パブリック・コメント等募集結果

(畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準の改正案)

- 1 パブリック・コメント (募集期間：17.11.14～17.12.13)

受付件数

なし

- 2 WTO通報による各国のコメント (募集期間：18.1.16～18.3.17)

受付件数

なし